

○地方団体の徴収金の端数計算について

昭和38年10月 1 日

38税第628号

総務部長

従来地方団体の徴収金については「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」により端数計算が行なわれていたほか、地方税法においても各税目ごとに端数計算に関する規定が設けられていたが、本年4月の地方税法の一部改正において、これらの規定が地方税法第20条の4の2に整理統合されるとともに所要の合理化が行なわれ、昭和38年10月1日から施行されたので、これが取扱いについて下記のとおり通達するからいかんのないようにされたい。

なお、この通達の施行に伴い、次の通達を廃止するから了知されたい。

地方団体の徴収金等の端数計算について（昭和34.2.1 34税第47号、総務部長）

延滞金、延滞加算金の調定について（昭和34.2.19 34税第149号、総務部長）

法人の県民税に係る端数計算について（昭和31.3.30 31税第242号、総務部税務課長）

記

目次

- 1 課税標準額等の端数計算
- 2 税額の端数計算
- 3 付帯債権額の端数計算
- 4 過誤納金、還付金又は還付加算金の端数計算
- 5 確定金額の意義
- 6 事業税又は法人の県民税の確定金額を算出する過程におけるその算出額の端数計算
- 7 県たばこ税に係る確定金額を算出する過程におけるその算出額の端数計算
- 8 分割して履行すべき金額の端数計算
- 9 個人の県民税等の払込金の端数計算
- 10 個人の県民税の税額控除の額の端数計算
- 1 課税標準額等の端数計算
 - (1) 地方税（(2)に掲げるものを除く。）の課税標準額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、また、課税標準額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる（1項本文）。
 - (2) 地方税法施行令（以下「令」という。）第6条の17第1項に規定されている利子等

に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の課税標準額については、地方税法（以下「法」という。）第20条の4の2第1項本文（1,000円未満切捨て方式）の規定は適用されない（1項ただし書）。

(3) 法第20条の4の2第1項本文の「課税標準額」とは、税額算出のために税率を乗ずべき額をいう。たとえば、個人の事業税においては事業主控除額を控除した所得金額、不動産取得税においては住宅に係る控除額等を控除した額をいい、したがって端数処理はこれらの額について行う。

(4) 更正又は賦課決定によつて不足税額を追徴する場合（修正申告により税額が増加する場合を含む。）における課税標準額については、当該追徴に係る課税標準額を含めた総体の課税標準額について端数処理を行う。

(5) 事業税について課税客体又は課税標準ごとに税率が異なつて定められている場合（6(1)の場合）においては、その税率の異なるごとの課税標準額について法第20条の4の2第1項本文の規定が適用されるものとして、それぞれについて端数処理を行う。

（注） 課税標準額を計算する過程の算出額については、事業主控除額にあつては地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（平成22.4.1 総税都第16号）第3章11の13(3)に、法人の事業税に係る課税標準額の分割額にあつては地方税法施行規則第10号様式記載要領13に定められていることに留意する。

なお、2以上の道府県において、税率の異なる2種以上の事業を併せて行う場合の個人の事業税に係る課税標準額の分割についても法人の事業税の場合に準じて取り扱う。

(6) 延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、また、計算の基礎となる税額の全額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる（2項）。

なお、延滞金についてその計算の基礎となる税額のうち、その計算期間が異なる所得割額、付加価値割額、資本割額又は収入割額（以下「所得割額等」という。4(2)において同じ。）がある場合においては、その計算期間が異なる所得割額等（当該期間が同一である2以上の所得割額等があるときは、これらの所得割額等を合算したもの）ごとに1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとして取り扱う。

2 税額の端数計算

(1) 地方税（(2)に掲げるものを除く。）の税額の確定金額に100円未満の端数があると

きは、その端数金額を切り捨てるものとし、また、税額の確定金額の全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる（3項本文）。

- (2) 令第6条の17第2項に規定されている利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、県たばこ税及び軽油引取税については、その確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、また、その全額が1円未満であるときは、その全額を切り捨てる（3項ただし書）。

3 付帯債権額の端数計算

- (1) 滞納処分費の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、また、その確定金額の全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる（4項）。
- (2) 延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、また、その確定金額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる（5項）。

なお、延滞金の金額を計算するに当たり延滞金特例基準割合を用いる場合若しくは法附則第3条の2第2項に規定する加算した割合を用いる場合又は徴収の猶予等をした地方税に係る延滞金についての免除の金額を計算するに当たり猶予特例基準割合を用いる場合において、計算の過程における金額（計算の過程においてこれらの割合を複数回用いる場合は、当該計算の過程におけるそれぞれの期間に対応する金額とする。）に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（法附則第3条の2第6項）。

4 過誤納金、還付金又は還付加算金の端数計算

- (1) 過誤納に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金又は法の規定による還付金（中間納付額に係る還付金等をいう。）を還付し、又は未納の税額等に充当し、若しくは委託納付する場合の当該還付し、又は充当し、若しくは委託納付する金額の端数計算については、その確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとし、また、その全額が1円未満であるときは、その全額を1円として取り扱う。

（注）

ア 上記により端数処理を行うものとしては、不動産取得税又は軽油引取税に係る還付金（納付された全額を還付する場合を除く。）、中間納付額に係る還付金のうち延滞金に係るもの、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額に係る還付金がある。

イ 過誤納金の額は、過納に係るものにあつては減額された額（すでに確定している税額と本来納付すべき税額との差額）、誤納に係るものにあつては納付額に基づいて計算され、1円未満の端数金額を生じることがないので、上記の取扱いは事実上適用されない。中間納付額に係る還付金のうち本税額に係るもの及び利子割に係る還付金についても同様である。

- (2) (1)の還付金を還付し、又は充当し、若しくは委託納付する場合において加算する還付加算金（法第17条の4の規定に基づくもののほか、令第9条の5（令第48条の12において準用）、令第28条（令第29条第4項において準用）の規定に基づくものを含む。）については、その計算の基礎となる過誤納金又は法の規定による還付金の額（当該過誤納金又は還付金が分割納付又は納入に係るものであるときはその分割納付又は納入をされた金額ごとに求めた額とする。）に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算し、また、それらの額の全額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てて計算するものである（7項）。

なお、還付加算金の計算の基礎となる過誤納金のうち、その計算期間が異なる所得割額等がある場合には、その計算期間が異なる所得割額等（当該期間が同一である2以上の所得割額等があるときは、これらの所得割額等を合算したもの）ごとに1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとして取り扱う。また、還付加算金の割合が還付加算金特例基準割合である場合において、計算の過程における金額（計算の過程において還付加算金特例基準割合を複数回用いる場合は、当該計算の過程におけるそれぞれの期間に対応する金額とする。）に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（法附則第3条の2第6項）。

- (3) (2)の還付加算金の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、また、その確定金額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる（7項）。

（注） 県民税及び県固定資産税の納期前納付に係る報奨金の端数計算については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条の規定の適用があることに留意する。

5 確定金額の意義

法第20条の4の2第3項から第6項まで（第7項において第5項を準用する場合を含む。）にいう「確定金額」とは、地方団体の債権又は債務の金額が具体的に確定した場合における当該確定した金額をいい、調査決定（調定）又は支出決定の際に判定するものと

するが、その取扱いについては、次のことに留意する。

(1) 税額の確定金額

ア 法人の県民税及び法人の事業税

- (ア) 確定申告により確定する税額（中間納付額を含んだ額とする。）
- (イ) 中間納付額（中間申告、予定申告により確定する税額をいう。）
- (ウ) (ア)の税額（端数計算をした額とする。）から中間納付額を控除した税額
- (エ) 修正申告書の提出又は更正により確定する税額（修正申告書の提出前又は更正前にすでに納付すべきことが確定している額を含んだ額とする。）
- (オ) (エ)の場合において、当該修正申告書の提出又は更正により納付すべき税額が増加することとなる場合には、(エ)の税額（端数計算をした額とする。）から当該修正申告書の提出前又は更正前にすでに納付すべきことが確定している税額を控除した増差税額
- (カ) 決定により確定する金額

(注)

- 1 法人の県民税に係る（ア）及び（イ）の税額は、県民税の特定寄附金税額控除、税額控除超過額相当額の加算、控除対象所得税額等相当額の控除、外国税額控除及び税額控除不足額相当額の控除並びに仮装経理に係る税額控除後の額とする。
- 2 法人の事業税に係る（ア）及び（イ）の税額は、事業税の外形標準課税の適用対象法人の見直しに伴う負担変動軽減措置に係る税額控除、特定寄附金税額控除及び仮装経理に係る税額控除後の額とする。

イ 地方税（法人の県民税及び法人の事業税を除く。）のうち申告納付又は申告納入の方法により徴収するもの

- (ア) 申告により確定する税額
- (イ) 修正申告書の提出又は更正により確定する税額（修正申告書の提出前又は更正前にすでに納付し、又は納入すべきことが確定している額を含んだ額とする。）
- (ウ) (イ)の場合において、当該修正申告書の提出又は更正により納付し、又は納入すべき税額が増加することとなる場合には、(イ)の税額（端数計算をした額とする。）から当該修正申告書の提出前又は更正前にすでに納付し、又は納入すべきことが確定している税額を控除した増差税額
- (エ) 決定により確定する税額

- ウ 賦課決定により税額を確定する地方税（普通徴収の方法により徴収する地方税）
- （ア） 当初の賦課決定により確定する税額
- （イ） 追徴に係る賦課決定により確定する税額（すでに徴収すべきことが確定している額を含んだ額とする。）
- （ウ） （イ）の場合において、当該追徴に係る賦課決定により徴収すべき税額が増加することとなるときは、（イ）の税額（端数計算をした額とする。）から当該追徴前にすでに徴収すべきことが確定している税額を控除した増差税額
- （注）
- a 被相続人が納付（納入）すべき地方団体の徴収金を、法第9条第2項の規定により2人以上の相続人が承継する場合における各承継税額は、確定金額に該当しないものである。
- b 法第158条第7項の規定により、普通徴収の方法により徴収する自動車税にあつては、当該自動車について当該年度分として賦課すべき自動車税の額が確定金額となるものである。

エ 証紙徴収の方法により徴収する地方税

- （ア） 法第158条第3項の規定により徴収する地方税については、同項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収すべき額
- （イ） その他の地方税については、上記ウ（ア）に準じて取り扱う。
- （例） 地方税の税額の確定金額の端数計算について、法第20条の4の2第3項本文の場合（100円未満の端数及び100円未満の全額切捨て）を示すと次のとおりである。

	申告額 (賦課決定額) 円	修正申告額 (更正後の額) 円	増減差税額 円
A	3,800	4,855	
		↓	
		(4,800) →	1,000
B	49	125	
	↓	↓	
	(0)	(100) →	100
C	100	90	
		↓	
		(0) →	△100

D

3,800

3,765

↓

(3,700) → △100

(注)

- 1 Aの場合は、4,855円を4,800円（100円未満切捨て）とし、増差税額は1,000円（4,800円－3,800円）とする。
- 2 Bの場合は、当初申告（賦課決定）では税額の確定金額が100円未満のため全額が切り捨てられていたものであり、この場合において修正申告書の提出又は更正により確定する税額が100円以上となるときは、当該増加する額自体が100円未満（例の場合は、76円）であつても、当初の切捨て額を含めて100円（100円－0＝100円）を徴収することとなる。
- 3 Cの場合は、減額の更正後の税額（確定税額）が、100円未満となるので、当初の税額である100円を還付することとなる。
- 4 Dの場合は、減額する更正又は賦課決定を行つた場合の減額相当額の計算方法を示したものである。すなわち、減額相当額は、すでに確定している税額（端数処理後）から減額後の本来あるべき税額（端数処理後）を差し引くことにより計算される。

(2) 延滞金の確定金額

延滞金は、本税額が完納されることによつて具体的に確定するものであり、本税額が分割して納付され、又は納入された場合には、本税額が完納されるまでの間は、本税額の一部の納付又は納入のたびごとにその時までの残税額について延滞金を計算し、それぞれ計算された延滞金の合計額が法第20条の4の2第5項にいう延滞金の確定金額となる。

(3) 過少申告加算金等の確定金額

法第20条の4の2第5項にいう過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金については、申告、修正申告、決定又は更正により納付し又は納入すべき税額に、それぞれ、これらの加算金の算定に用いられる率を乗じて得られる金額が確定金額となるものである。

(4) 還付加算金の確定金額

本税額が分割して納付され、又は納入された場合において過誤納金（還付金を含む。）が生じたために還付し、又は充当し、若しくは委託納付するときにおける還付加算金に

についてはそれぞれの計算期間に対応する算出額の合算額がその確定金額となる。

(5) その他留意すべき事項

ア 調査決定又は支出決定が行われた後に、充当処分又は委託納付処分をした場合において、充当又は委託納付後の残存額については法第20条の4の2の規定による端数処理を行わない。

イ 100円未満の端数金額を切り捨てた税額又は100円未満の端数金額を切り捨てた延滞金額等について、一部履行がされたため100円未満の端数が生ずるにいたった場合においては、当該残存額について再び端数処理は行わない。

ウ 法又は県税条例の規定に基づいて地方税及びこれに係る地方団体の徴収金について減免する場合における法第20条の4の2第3項から第5項までの規定の適用については、減免相当額を控除した残存額が地方団体の徴収金の確定金額となる。

6 事業税又は法人の県民税の確定金額を算出する過程におけるその算出額の端数計算

(1) 事業税の確定金額を算出する過程におけるその過程ごとの算出額は、事務処理の簡素化を図る趣旨から、各算出額の段階で、それぞれ法第20条の4の2第3項本文の規定の例により端数処理することとして取り扱う。

なお、これに該当する場合は、次のとおりである。

ア 県税条例第18条第1項（第1号ア及びイを除く。）の規定により、税率の異なる段階ごとに、その税率を適用して税額を算出する場合

イ 税率の異なる課税客体又は課税標準ごとに税額を算出する場合

(ア) 個人の事業税において2以上の事業を併せて行う場合の事業税額の算出

(イ) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が同号に掲げる事業（（オ）において「所得等課税事業」という。）を行う場合の法人の事業税額（予定申告に係る事業税額を含む。（ウ）から（オ）までにおいて同じ。）の算出

(ウ) 法第72条の2第1項第3号イ及びロに掲げる法人が同号に掲げる事業（（オ）において「収入金額等課税事業」という。）を行う場合の法人の事業税額の算出

(エ) 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業（（オ）において「特定ガス供給業」という。）を行う場合の法人の事業税額の算出

(オ) 所得等課税事業、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う場合の事業税額の算出

(2) 法人の県民税の確定金額を算出する過程における法人税割額及び均等割額の端数処理については、法第20条の4の2第3項本文の規定の例により端数処理することとし

て取り扱う。

7 県たばこ税に係る確定金額を算出する過程におけるその算出額の端数計算

- (1) 県たばこ税の確定金額を算出する過程における製造たばこに係る課税標準数量に対する税額、課税免除を受けようとする税額及び返還控除を受けようとする金額の端数処理については、法第20条の4の2第3項ただし書の規定の例により端数処理することとして取り扱う。
- (2) 返還に係る製造たばこにつき還付を受けようとする金額の確定金額を算出する過程における製造たばこに係る金額の端数処理については、法第20条の4の2第3項ただし書の規定の例により端数処理することとして取り扱う。

8 分割して履行すべき金額の端数計算

- (1) 2以上の納期限を定め、一定の金額に分割して地方税を納付（納入）すべきこととされている場合には、その納期限ごとの分割金額に1,000円未満の端数があるとき又は分割金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限の分割金額に合算する（6項）。
- (2) 法第20条の4の2第6項にいう「地方税の確定金額を、2以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合」とは、例えば、個人の事業税のように納期を2期以上に分つて各納期ごとに均等の額を徴収することとなる場合が該当するものであり、徴収猶予により分割徴収する場合は、これに該当しないものである。

9 個人の県民税等の払込金の端数計算

法第739条の4第2項の規定により市町村が払い込む個人の県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとし、また、その全額が1円未満であるときは、その全額を切り捨てることとして取り扱う。

この場合において、各月ごとの払込額は概算払の額と考えられ、翌年3月末日において清算が行われるものであるから、清算按分率（確定按分率）により計算される払込額（3月末の清算額、出納整理期間中の払込額）についてのみ端数処理をすることとなる。法第739条の5第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により県が払い込む個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の端数計算についても、また同様とする。

10 個人の県民税の税額控除の額の端数計算

個人の県民税の確定金額を算出する過程における寄附金税額控除の額、外国税額控除の

額、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額、配当控除の額、住宅借入金等特別税額控除の額及び申告特例控除額の端数処理については、次のとおり取り扱う。

(1) 寄附金税額控除の額

法第37条の2（法附則第5条の5第1項の規定の適用を受ける場合を含む。）（法附則第5条の6第1項又は第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により個人の県民税の所得割の額から控除する金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

(2) 外国税額控除の額

法第37条の3の規定により個人の県民税の所得割の額から控除する金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

(3) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額

法第37条の4の規定により個人の県民税の所得割の額から控除する金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

(4) 配当控除の額

法附則第5条第1項の規定により個人の県民税の所得割の額から控除する金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

(5) 住宅借入金等特別税額控除の額

法附則第5条の4第1項の規定により個人の県民税の所得割の額から控除する金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

(6) 申告特例控除額

法附則第7条の2第1項（法附則第7条の3第1項又は第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により個人の県民税の所得割の額から控除する金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

附 則（昭和45年税第158号）

この通達は、昭和45年8月15日以後還付する分から適用する。

附 則（昭和57年税第31号）

この通達は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、5(3)の改正規定は、昭和57年10月1日以後に徴収する延滞金から適用する。

附 則（昭和60年税第27号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成元年税第63号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成9年税第22号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成14年税第138号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 平成12年4月1日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対して課する特別地方消費税に係る取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の法附則第3条の2第4項に係る取扱いについては、平成12年1月1日以後の期間において計算する延滞金又は還付加算金の端数処理について適用する。

附 則（平成16年税第505号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成16年税第149号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成17年税第372号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成18年税第23号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の10(2)の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

附 則（平成20年税第91号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の10(1)の規定は、平成21年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 3 改正後の10(5)の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

附 則（平成21年税第32号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の10(5)の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

附 則（平成22年税第14号）

- 1 この通達は、平成22年10月1日から施行する。ただし、4(1)の改正規定（「係るもの」の次に「、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額に係る還付金」を加える部分に限る。）は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の規定（4(1)の改正規定中配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額に関する部分を除く。）は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散及び破産手続開

始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用する。

附 則 (平成25年税第25号)

この通達は、通知の日から施行する。ただし、3(2)の改正規定及び4(2)の改正規定(「附則第3条の2第4項」を「附則第3条の2第5項」に改める部分に限る。)は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年税第5号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の10(6)の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

附 則 (平成28年税第14号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の5(1)アの規定は、特定寄附金税額控除に係る部分以外の部分は平成28年4月1日以後に開始する事業年度分若しくは同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税又は同日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、特定寄附金税額控除に係る部分は地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)の施行の日である平成28年4月20日以後に終了する事業年度分の法人の県民税若しくは同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税又は同日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。
- 3 改正後の9の規定は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する個人の県民税に係る地方団体の徴収金について適用する。

附 則 (平成30年税第1079号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、内国法人に係る外国関係会社又は外国関係法人の平成30年4月1日以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額に係る法人の県民税から控除すべき金額について適用する。

附 則 (令和元年税第1403号)

(施行期日)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の5の規定は、この通達の施行の日以後に納税義務が発生した者に対する令和元

年度分の自動車税の種別割及び令和２年度以後の年度分の自動車税の種別割についての確定金額について適用する。

附 則（令和２年税第1485号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の３(2)及び４(2)の規定は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用する。
- 3 改正後の６(1)イの規定は、令和２年４月１日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税の確定金額を算出する過程における算出額の端数計算について適用する。

附 則（令和３年税第1071号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和６年税第1424号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和６年税第1171号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の５(1)アの規定については、令和８年４月１日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

附 則（令和７年税第1106号）抄
（施行期日）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和８年税第1079号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の５(1)ウの規定については、令和８年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 改正後の10(5)の規定については、令和８年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、改正後の10(1)及び(6)の規定については、令和10年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。